平成２５年（フ）第３２号
鳥取県米子市博労町２丁目37番地２Ⅲ―101号
債務者　坪根　由美
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１０７号
愛媛県松山市会津町11番３号
債務者　酒田久美子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４４号
愛媛県松山市保免中３丁目１番29号
債務者　岩津　早苗
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９１号
長崎県長崎市江の浦町３番24号　中川アパート202
債務者　田崎　拓夫
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６号
宮崎県都城市神之山町1744番地１　センチュリー21神之山105
債務者　井上　　健
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第４５号
福島市笹谷字桜水34番地の６　コーポラスまつもと102、従前の住所福島県郡山市富久山町福原字鳴伊賀45番地の15
債務者　高橋　幸恵
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第５７号
福島県田村郡小野町大字飯豊字後ロ田88番地の２
債務者　鈴木　香里
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第４３０号
名古屋市港区明正２丁目91番地　明正第２雅ハイツ401号、従前の住所名古屋市港区惟信町５丁目50番地　ライオンズガーデン惟信町107号
債務者　後藤　容二
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７４号
愛知県小牧市城山２丁目８番地　県営城山第二住宅４棟502号
債務者　原口真樹子（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７６１号
愛知県日進市岩崎町神明115番地　ＶＩＬＬＡ元屋敷103
債務者　太田あきみ
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内161―４、住民票上の住所徳島県吉野川市山川町湯立236番地
債務者　尾形　定子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７７号
佐賀県武雄市山内町大字宮野22615番地１
債務者　山口　慎司
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１８９号
沖縄県那覇市久米１丁目８番１号　ニューライフ久米605
債務者　加藤　一郎
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６８号
青森市けやき２丁目22番２号　株式会社サンワドー東バイパス寮
債務者　畠山　公祐
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
北海道苫小牧市山手町２丁目15番13号　橋本荘
債務者　松山ゆかり（旧姓炭谷）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第６５８号
愛知県愛西市根高町本郷218番地８
債務者　高坂　大樹
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３２号
熊本市東区東京塚町１番22号　イーストヒル202号、前住所熊本市幸田２丁目７番50―205号
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係